

# 平成 30 年度 湯沢町の決算状況報告

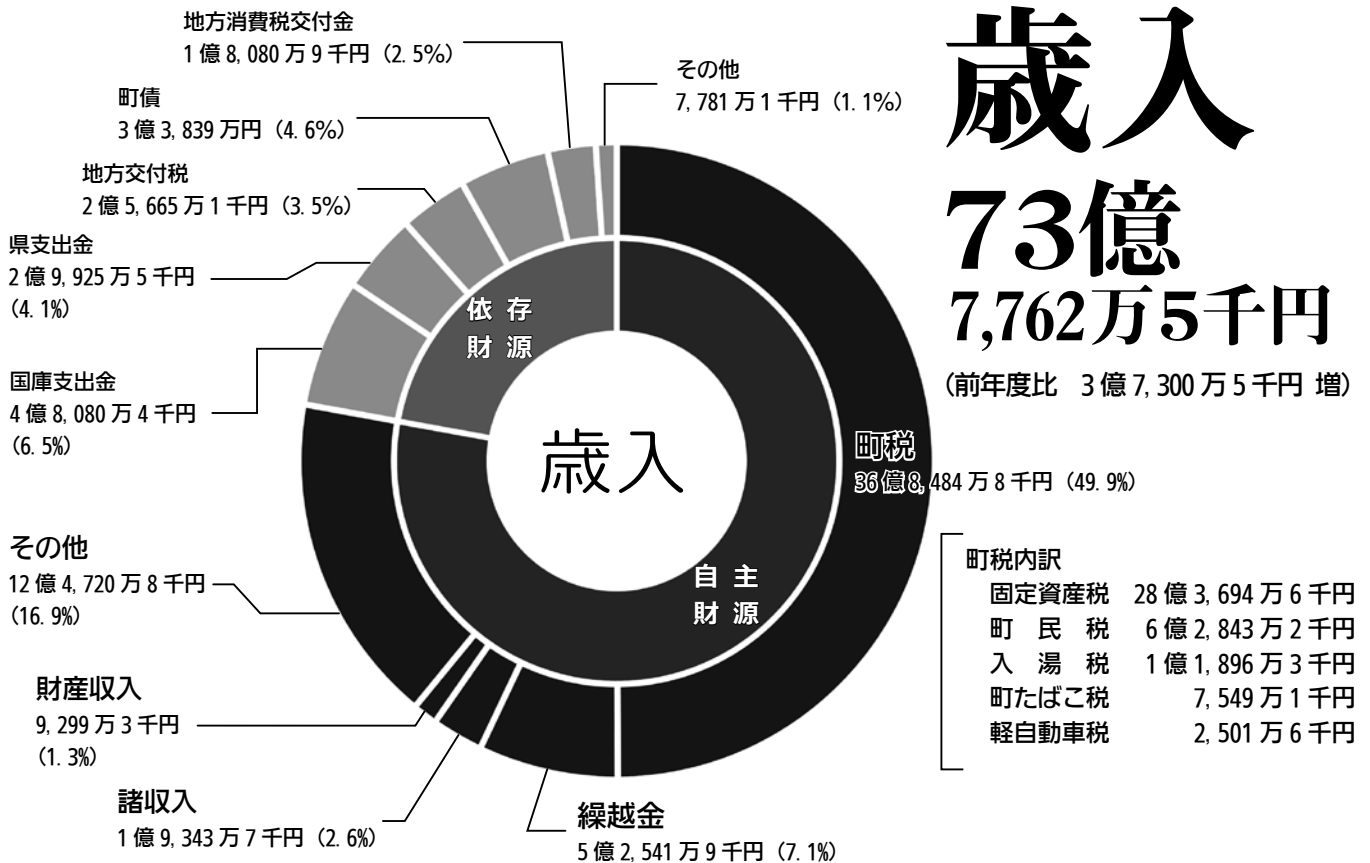
9 月定例議会において平成 30 年度決算が認定されましたのでお知らせいたします。

## 平成30年度 決算の概要

平成 30 年度の一般会計決算額は、歳入が 73 億 7,762 万 5 千円、歳出が 68 億 8,337 万 3 千円となりました。ふるさと納税による寄附金の増およびこれに伴う寄附者謝礼の増などから歳入歳出とも平成 29 年度を上回りました。

歳入歳出差引額は 4 億 9,425 万 2 千円で、ここから平成 30 年度に繰越した、使途の決まっている額（平成 30 年度中に事業が終わらず、令和元年度に繰越したもの）を除いた実質収支（純繰越額）は、3 億 6,317 万 9 千円の黒字となりました。

年度	歳入	歳出	収支(A) (歳入-歳出)	翌年度に繰り 越すお金(B)	実質収支 (A-B)
平成 28 年度	63 億 9,114 万 7 千円	59 億 738 万 6 千円	4 億 8,376 万 1 千円	1 億 1,552 万 9 千円	3 億 6,823 万 2 千円
平成 29 年度	70 億 462 万円	64 億 7,920 万 1 千円	5 億 2,541 万 9 千円	1 億 5,065 万 2 千円	3 億 7,476 万 7 千円
平成 30 年度	73 億 7,762 万 5 千円	68 億 8,337 万 3 千円	4 億 9,425 万 2 千円	1 億 3,107 万 3 千円	3 億 6,317 万 9 千円



### 地方交付税

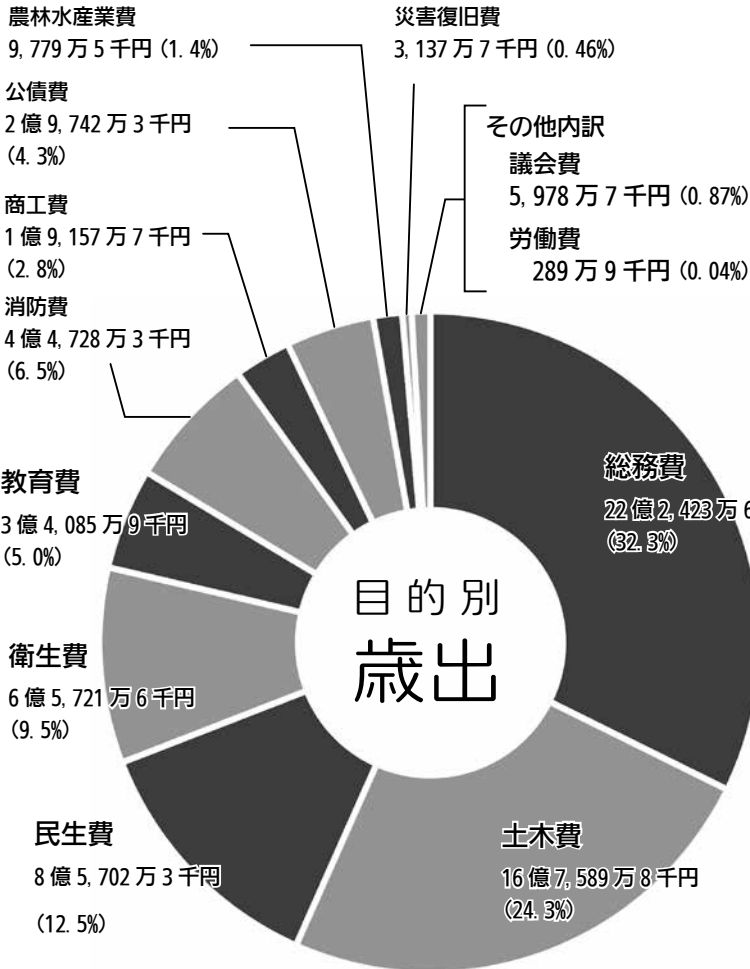
湯沢町は税収の減少などにより、平成 24 年度から普通交付税の交付団体となっています。平成 30 年度は普通交付税 2,790 万 5 千円、特別交付税 2 億 2,874 万 6 千円が国から交付されています。

### 歳入の半分は皆さんが納める町税です

歳入の中で最も大きな割合を占めているのは、皆さんが納めている町税です。町民、マンションオーナー、企業等から納められたもので、平成 30 年度の町税収入は 36 億 8,484 万 8 千円となりました。

地方消費税交付金のうち消費増税分の 6,254 万円は社会保障施策の財源とすることとされており、湯沢町では障がい者生活支援事業・障がい者自立支援事業・高齢者生活支援事業・子育て総合支援事業等の財源として活用しています。

## 一般会計歳入・歳出



# 歳出

## 68億

### 8,337万3千円

(前年度比 4億417万2千円 増)

### 目的別に見ると

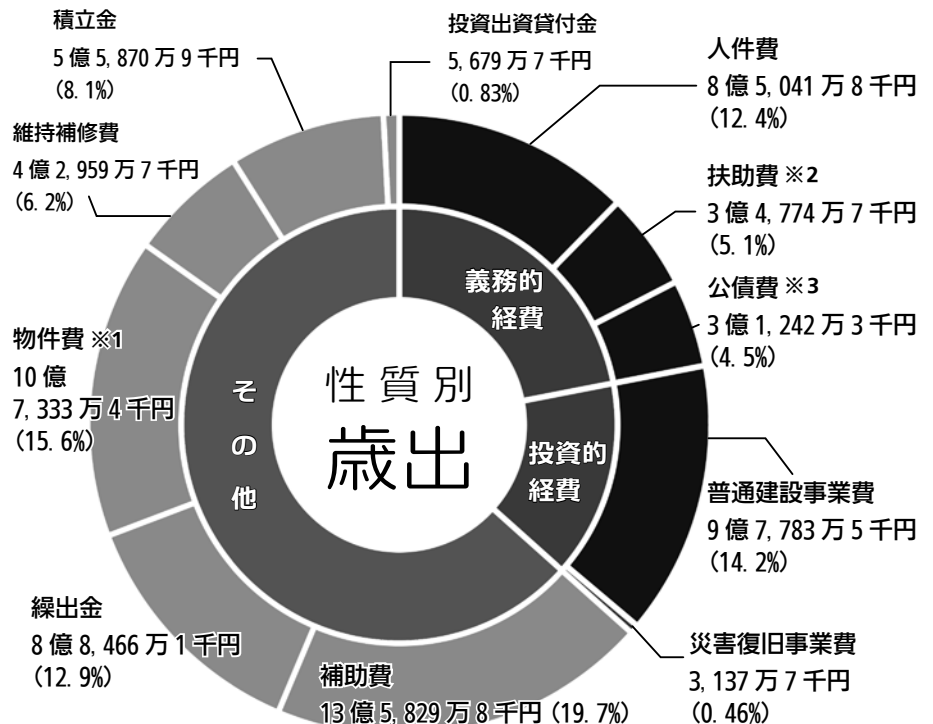
平成30年度の歳出を目的別に比較すると、総務費が最も大きな割合を占めていますが、これは湯沢町が職員の人件費を総務費に一括計上しているためです。次に大きな割合を占める土木費には道路や都市計画施設、公営住宅等の維持管理や新設改良、除排雪経費や下水道特別会計への繰出金などが含まれています。

### 性質別にみると

平成30年度の歳出を性質別に分類すると右の図のようになっており、最も大きな割合を占めているのが補助費です。補助費とは、各種団体への補助金や南魚沼市へのごみ処理・消防業務などの委託費、公営企業（水道事業・病院事業）への補助金などです。

次に物件費※1および普通建設事業費が大きな割合を占めています。

人件費、扶助費※2、公債費※3は「義務的経費」に、普通建設事業費と災害復旧事業費は「投資的経費」に分類されます。義務的経費は任意に削減することができない硬直的な経費であり、平成26年度および平成27年度に借り入れた町債の元金償還開始等により、公債費が増加しています。



(総務省の地方財政状況調査(決算統計)の数値であり、会計の合算や相互重複部分の控除などを行っているため、一般会計の決算額とは一致していません。)

(※1) 物件費…賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費等)、役務費(通信運搬費、手数料等)備品購入費、委託料など。

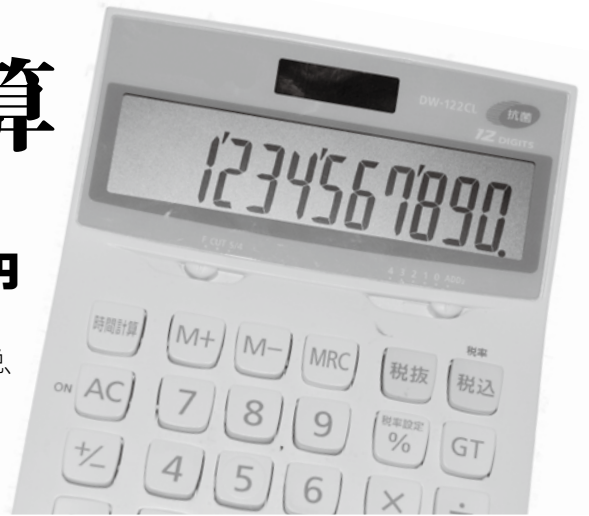
(※2) 扶助費…社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対し行っている様々な支援に要する経費

(※3) 公債費…地方公共団体が借り入れた借金の元利償還金など。

# 数字で見る 一般会計決算

## ▶ 標準財政規模 39 億 8,120 万 6 千円

標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（町税、地方贈与税、普通交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金等の収入見込みの合計額）。町税収入の減少等により前年度と比較し 6,749 万 6 千円の減となりました。



## ▶ 経常収支比率 91.7% (前年比 4.2%↑)

経常的に支出する経費に、経常的に収入が見込まれる歳入（町税、地方交付税、地方贈与税等）を充当していくと、通常は残余が生じます。この残余が大きいほど臨時の財政需要に対応するためのゆとりがあることとなります。町村の経常収支比率は 70%程度が妥当とされており、残り 30%の経常一般財源を臨時の財政需要に充てられるような財政構造が理想的だとされています。

平成 30 年度の経常収支比率は、前年度から 4.2%上昇し 91.7%となりました。要因としては、地方税の歳入が減少する中で、平成 26 年度および平成 27 年度に借り入れた起債の元金償還が始まったことがあげられます。

今後も町税収入の減少が見込まれる一方、起債の償還等による経常経費の増加が見込まれるため、臨時の財政需要にも柔軟に対応できるよう、事業の効率化および経常経費の削減に努めていく必要があります。

## ▶ 財政力指数 3 か年平均 0.986 (前年比 0.001 ポイント↓) 単年 0.986 (前年比 増減なし)

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をいいます。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力のある団体だということになり、単年度で 1 を超える団体は普通交付税の交付を受けません。

湯沢町の平成 30 年度の財政力指数は過去 3 か年の平均で 0.986、単年度でも 0.986 となっており、前年度に引き続き普通交付税の交付団体となっています。

起算日	お支払金額	お預り金額	差引残高	記号

## 健全化判断比率 4つの指標は健全

自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、財政が悪化した自治体に対して早期に財政の健全化を促すことを目的として、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。各自治体はこの法律に基づき、財政の健全性を示す4つの指標を算定し、監査委員の監査を経て議会に報告するとともに、町民に公表することが義務づけられました。

4つの指標とは、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 です。

この4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上になると「財政健全計画」を、将来負担比率を除く3つの指標のうちどれか一つでも財政再生基準以上になると「財政再生計画」の策定が義務づけられます。

### ①実質赤字比率（－）

行政運営の基本となる一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。

湯沢町の実質収支は3億6,317万9千円の黒字であったため、数値は表示されません。

### ②連結実質赤字比率（－）

すべての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化することで、自治体全体の財政運営の悪化の度合いを示します。

湯沢町の7つの会計すべての会計で黒字であるため数値は表示されません。（それぞれの会計を見ても赤字の会計はありません。）

### ③実質公債費比率(5.4%)

借入金の返済など、自治体が抱える債務がどれだけ財政を圧迫しているかを示す指標です。過去3か年の平均値と比較します。元利償還金が増加し、標準財政規模が減少したことにより、実質公債費比率は増加しましたが、早期健全化基準である25%を大幅に下回っています。

### ④将来負担比率(31.3%)

借入金の返済や、将来支払う可能性のある負担金など現時点での債務残高が、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

公営企業の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額が減少したこと等により、平成30年度の将来負担比率は31.3%となり、早期健全化基準を大きく下回った数値となっています。

健全化判断比率	湯沢町	基準値	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ (－)	15%	25%
連結実質赤字比率	－ (－)	20%	30%
実質公債費比率	5.4% (4.6)	25%	35%
将来負担比率	31.3% (34.4)	350%	－

( ) 内の数値は平成29年度

すべての指標について湯沢町は基準を大幅に下回っています。指標としては健全な財政状況を維持できているといえますが、これからも財政の健全性の維持を念頭においた効率的な財政運営に努めていくことが重要となります。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20%
病院事業会計	－	
下水道特別会計	－	

# 湯沢町の町債と財産

## 町債の状況 町民一人当たり約 105 万円

町債残高		一般会計	下水道特別会計	水道事業会計	病院事業会計	合計
平成 29 年度末残高		39 億 1,329 万 8 千円	42 億 2,206 万 4 千円	6 億 9,037 万 9 千円	2 億 5,540 万 8 千円	90 億 8,114 万 9 千円
平成 30 年度 返済額	元金	2 億 7,199 万 8 千円	5 億 2,756 万 5 千円	1 億 1,288 万 5 千円	3,838 万 5 千円	9 億 5,083 万 3 千円
	利子	2,542 万 5 千円	9,663 万 6 千円	2,424 万 9 千円	391 万 4 千円	1 億 5,022 万 4 千円
	計	2 億 9,742 万 3 千円	6 億 2,420 万 1 千円	1 億 3,713 万 4 千円	4,229 万 9 千円	11 億 105 万 7 千円
平成 30 年度借入金		3 億 3,839 万円	6,710 万円	—	4,160 万円	4 億 4,709 万円
平成 30 年度末残高		39 億 7,969 万円	37 億 6,159 万 9 千円	5 億 7,749 万 4 千円	2 億 5,862 万 3 千円	85 億 7,740 万 6 千円
住民一人あたりの残高(平成 31 年 3 月 31 日現在 人口 8,134 人 85 億 7,740 万 6 千円 ÷ 8,134 ÷ 105 万円(昨年 110 万 9 千円))						

一時的に多額の費用が必要となる大規模な建設事業では、そのための財源を確保するために、将来にわたってその施設等を利用するであろう次の世代の人たちにも負担してもらおうという側面から、町債の借入れを行っています。財政負担の平準化を図ることができますが、将来の財政運営を圧迫することに繋がらないよう、対象とする事業の選定を行っています。

一般会計では、道路事業や消防車両購入事業のための借入れ等を行いました。下水道特別会計については、既存の浄化センターの改修を行うための借入れ等を行っておりますが、過去のインフラ整備にかかる償還がすすんでおり、年度末残高は、減少しております。

また、借入れを行う際には、少しでも返済額が少なくなるよう、返済する元利償還金が普通交付税として国から交付される借入れとなるよう努めています。これにより借入れした額は全額返済しなくてもよいこととなります。

## 財産の状況 一般会計基金残高は約 20 億円

財産目録		
庁舎	土地	8,154 m <sup>2</sup>
	建物	延 3,952 m <sup>2</sup>
保育園および福祉施設	土地	943 m <sup>2</sup>
	建物	延 4,463 m <sup>2</sup>
教育および文化施設	土地	86,087 m <sup>2</sup>
	建物	18,221 m <sup>2</sup>
その他公共施設	土地	602,300 m <sup>2</sup>
	建物	29,735 m <sup>2</sup>
山林・その他	土地	43,832,668 m <sup>2</sup>
	立木	479,512 m <sup>2</sup>
	建物	20,221 m <sup>2</sup>
庁用車(除雪車含む)		72 台
有価証券(株式)		5,632 万 6 千円
出資による権利		5,080 万 9 千円
債権(奨学貸付金)		1 億 6,251 万 1 千円

町債とは反対に、町の貯金のことを基金といいます。基金には財政調整基金のように緊急の財政需要や災害等でやむをえない経費に充てるものと、美術館建設基金のように特定の目的を達成するために積み立てるものがあります。

平成 30 年度末 基金残高		
一般会計	財政調整基金	14 億 954 万 8 千円
	減債基金	5,432 万 6 千円
	美術館建設基金	1 億 137 万 3 千円
	ふるさと基金	1 億円
	公共事業基金	1,641 万 5 千円
	湯沢こころのふるさと基金	3 億 2,111 万 8 千円
	旧学校施設等解体撤去基金	912 万 6 千円
計	20 億 1,190 万 6 千円	
	国民健康保険支払準備基金	7,497 万 7 千円
	下水道施設改修基金	1 億 867 万 5 千円
	介護給付費準備基金	1 億 752 万 2 千円

基金の中では、財政調整基金の残高が最も多くなっております。平成 28 年度から、旧学校施設等の解体および撤去に備え、湯沢町旧学校施設等解体撤去基金を設置しました。

# 特別会計 決算状況

町で特定の事業を行うための会計区分を特別会計といいます。町では4つの特別会計と2つの企業会計を設置し、それぞれの運営にあたっています。

特別会計は独立採算が原則ですが、一定のサービスを維持するために一部の費用は、一般会計がお金を負担しています。

特別会計名	歳入決算額	歳出決算額	一般会計繰出額
国民健康保険特別会計	10億4,272万3千円	10億1,973万5千円	9,599万8千円
後期高齢者医療特別会計	9,756万7千円	9,646万9千円	2,279万円
介護保険特別会計	8億8,004万2千円	8億4,160万6千円	1億3,709万3千円
下水道特別会計	10億9,855万5千円	10億5,355万円	5億5,753万円

企業会計名	事業収益合計	事業費用合計	一般会計補助額	純利益
水道事業会計	3億7,720万8千円	3億2,336万9千円	770万8千円	5,383万9千円
病院事業会計	3億2,824万6千円	2億8,166万8千円	2億7,563万1千円	4,657万8千円

◎病院事業は指定管理者制度における利用料金制での運営であるため、すべての収入が指定管理者に直接収受されます。併せて現金支出を伴わない経費（減価償却費、繰延勘定償却費等）が多額であるため、損益計算上は毎年損失を生じることになります。

## 平成30年度に行った主な事業

### 魚野川右岸遊歩道整備事業

基本計画の策定および遊歩道用地を購入しました。

### 老人憩いの家やすらぎ荘解体事業

公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した老人憩いの家やすらぎ荘の解体工事を行いました。

### 地域活動支援事業

地域の将来を担う人材として地域おこし協力隊を募集し、観光と農業振興の分野で3名（平成31年3月31日現在）が、町民や町内事業者と共に活動を行いました。

### 公園施設長寿命化対策支援事業

カルチャーセンター冷温水発生器を入替えました。

### 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

駅前・奈良山・地藏堂公園のトイレを建替えました。

### 湯沢西地区街なみ環境整備事業

越後湯沢駅西口駅前の改修等を行いました。

### 防災ラジオ配布事業

防災ラジオを購入し、町内の各世帯および事業所に貸与しました。

### 避難所公衆無線 LAN 設置工事

町内の避難所6か所に公衆無線 LAN を設置しました。



都市公園安全・安心対策  
緊急総合支援事業



湯沢西地区街なみ環境整備事業

1 職員数の状況

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		平成 29 年	平成 30 年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0
		総務	26	26	0
		税務	12	12	0
		民生	33	32	-1
		衛生	12	12	0
		農林水産	4	5	1
		商工	3	3	0
		土木	8	8	0
	計	100	100	0	
	教育部門	8	7	-1	
	消防部門	0	0	0	
小計	108	107	-1		

# 平成 30 年度 職員の給与等について

人事や給与の公正性・透明性を高めるため、前年度の職員給与等のあらましについて公表します。

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成 29 年	平成 30 年	
会計部門 公営企業等	水道	4	4	0
	下水道	3	3	0
	その他	7	7	0
	小計	14	14	0
合計		122	121	-1

※その他は国民健康保険、介護保険、病院が含まれます。

2 職員数の推移

部門	年度	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	一般行政	110	110	101	100	100	100	-10 (-9.1%)
	教育	13	14	11	9	8	7	-6 (-46.2%)
普通会計	普通会計	123	124	112	109	108	107	-16 (-13.0%)
公営企業等会計	公営企業等会計	16	14	13	14	14	14	-2 (-12.5%)
合計	合計	139	138	125	123	122	121	-18 (-12.9%)

※各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

※平成 31 年 4 月 1 日の職員数合計は 121 名です。

3 職員の平均給与の月額等 ※ (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	
一般行政職	湯沢町	299,100 円	326,429 円	41.5 歳
	類似団体	300,360 円	326,695 円	41.8 歳
	新潟県	334,759 円	367,888 円	43.8 歳
技能労務職	湯沢町	288,900 円	304,200 円	54.1 歳
	類似団体	271,357 円	282,780 円	50.4 歳
	新潟県	347,441 円	370,762 円	53.8 歳

※給与とは給料と各種手当の合算 (時間外勤務手当等除く) です。

※類似団体とは人口規模や産業構造が湯沢町と類似する団体です。

4 人件費の状況 (普通会計決算)

歳出総額	比率
68 億 8,119 万 6 千円	12.7%
うち人件費	
8 億 6,774 万 2 千円	

※1人当たり給与と費 514 万 4 千円 (退職手当除く)

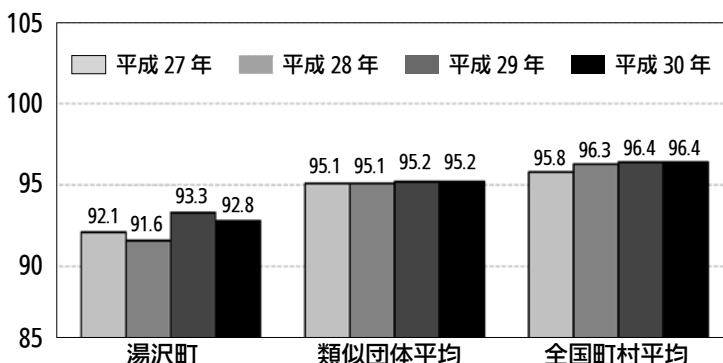
※地方財政状況調査による報告数値

5 初任給の状況

区分	湯沢町	新潟県	
一般行政職	大学卒	180,700 円	187,200 円
	高校卒	148,600 円	153,000 円

※学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

6 ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※湯沢町は、類似団体平均、全国町村平均よりも低い給与水準となっています。

## 湯沢町職員の給与等

### 7 主な職員手当の状況

区分	内容	
扶養手当	■配偶者	6,500円
	■子（～満22歳）	10,000円
	■上記以外の扶養親族	6,500円
住居手当	■借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている場合、家賃に応じて 最高27,000円	
通勤手当	■電車・バス利用者	最高55,000円
	■自動車等利用者	2,000円～31,600円
期末勤勉手当 (支給割合)	■6月期	期末手当 1.225月分 勤勉手当 0.90月分
	■12月期	期末手当 1.375月分 勤勉手当 0.95月分
	《その他の加算措置》 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～15%	
	■一人当たり平均支給額 133万8千円	

※扶養手当・住居手当・通勤手当は月額です。

※勤勉手当に人事評価の結果が反映され、評価結果に応じて支給割合は異なります。

### 8 職員の分限および懲戒の状況

区分	人数	処分理由	処分内容
分限処分	2人	長期療養	休職
懲戒処分	4人	公金紛失・ 管理監督者責任	戒告等

※分限処分とは主に、職員が勤務を十分に果たせない時などに行われる処分です。

※懲戒処分とは、職員が法令などに違反したとき、その道義的責任を追及して行う処分です。

### 9 特別職の報酬等の状況

区分 〈報酬等月額〉	平成31年4月1日現在		平成30年4月1日現在			
	湯沢町	湯沢町	県内町村平均	全国町村平均	類似団体平均	
給料	町長	723,000円	723,000円	706,000円	734,000円	721,000円
	副町長	595,000円	595,000円	573,000円	601,000円	596,000円
	教育長	522,000円	522,000円	511,000円	550,000円	543,000円
報酬	議長	288,000円	288,000円	273,000円	292,000円	290,000円
	副議長	236,000円	236,000円	211,000円	237,000円	239,000円
	議員	213,000円	213,000円	192,000円	215,000円	219,000円
〈期末手当〉	町長・副町長・教育長	6月期 1.65月 12月期 1.65月	6月期 1.525月 12月期 1.675月			
	議長・副議長・議員	6月期 1.65月 12月期 1.65月	6月期 1.55月 12月期 1.70月			

区分		実績（普通会計決算）	
時間外 勤務手当	平成 29年	支給実績	1,219万2千円
		1人当たり年平均	11万2千円
	平成 30年	支給実績	1,276万4千円
		1人当たり年平均	11万9千円

区分	内容
退職手当	<b>一般職</b>
	■勤続20年
	自己都合 19.6695月分
	定年 24.586875月分
	■勤続25年
	自己都合 28.0395月分
	定年 33.27075月分
	■勤続35年
	自己都合 39.7575月分
	定年 47.709月分
■最高限度額	
自己都合 49.709月分	
定年 47.709月分	
《その他の加算措置》 定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
<b>特別職</b>	
■町長	給与月額×在職月数×44%
■副町長	給与月額×在職月数×26%
■教育長	給与月額×在職月数×20%

※1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された手当の平均額です。